

平成29年第1回東大和市議会総務委員会記録

平成29年3月8日（水曜日）

出席委員（7名）

委員長	蜂須賀	千雅	君	副委員長	押本	修	君
委員	尾崎	利一	君	委員	大后	治雄	君
委員	関野	杜成	君	委員	中間	建二	君
委員	床鍋	義博	君				

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

議長	関田	正民	君	3番	上林	真佐恵	君
4番	実川	圭子	君				

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木	尚	君	事務局次長	長島	孝夫	君
議事係長	尾崎	潔	君	主任	櫻井	直子	君
主事	須藤	孝桜	君				

出席説明員（5名）

副市長	小島	昇公	君	企画財政部長	並木	俊則	君
企画財政部参事	田代	雄己	君	総務部長	広沢	光政	君
総務部参事	東	栄一	君				

会議に付した案件

- (1) 29第1号陳情 2017年後半以降、米軍横田基地に配備される予定のCV22オスプレイについて、東大和市上空で空中給油、夜間飛行、低空飛行訓練が行われることのないよう、政府及び米軍当局に要請することを求める陳情
- (2) 所管事務調査
市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する事
- (3) 所管事務調査
戦後70年における東大和市の平和事業の実施状況と今後の充実について

午前10時14分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） ただいまから平成29年第1回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（蜂須賀千雅君） 初めに、29第1号陳情 2017年後半以降、米軍横田基地に配備される予定のCV22オスプレイについて、東大和市上空で空中給油、夜間飛行、低空飛行訓練が行われることのないよう、政府及び米軍当局に要請することを求める陳情、本件を議題に供します。朗読いただきます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 読み上げます。

29第1号陳情 2017年後半以降、米軍横田基地に配備される予定のCV22オスプレイについて、東大和市上空で空中給油、夜間飛行、低空飛行訓練が行われることのないよう、政府及び米軍当局に要請することを求める陳情

○委員長（蜂須賀千雅君） 朗読が終わりました。

正副委員長においてホームページから御用意した資料を3点配付させていただきました。配付した資料について1点訂正がございます。資料CV-22オスプレイについての11ページの地図で、武蔵村山市の右隣に東村山市と記載がありますが、これは東大和市の間違いですので訂正をいただきますようお願いいたします。

この資料につきましては審議の参考にしていただければというふうに思います。

それでは質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） オスプレイについては、沖縄で墜落事故を起こしました。機体をコントロールしたので墜落でないということでは言われていますが、コントロールできていればあのように大破することはないわけで、墜落であることに間違いはないと思います。ますます危険な機体であるということは、この間いよいよ明らかになっているというふうに思います。

それで、この陳情にかかわって本会議での以前の私の質問に対して市の側の答弁で「オスプレイは東大和市上空は飛ばないことになっているので市民の暮らしに影響はないと考えている」という答弁がありましたけれども、これは何を根拠にされているのか伺います。

○副市長（小島昇公君） 東大和市のほうには、国や米軍から情報というのは一切来てございません。そういう中では今お手元に議会のほうから資料を御配付させていただいておりますと同様に、現在では武蔵村山市のホームページで横田飛行場における既存の飛行経路ですよということで、東大和市上空は範囲に入っていないと、そういうことが根拠となっているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今のこれは防衛省の説明資料だと思うんですけどね、CV-22オスプレイについてというのは、それでここで今副市長のほうから、ちょうど11ページののところですか、既存の飛行経路ということで、これを見る限り、東大和市の上空は飛んでいないということですけども、この平成27年5月のこの説明資料の根拠になっていると思われるのは、CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビューという、アメリカのほうで出してる文書で、その仮訳がホームページに出ていますし、その要約もあるんですね。

それでこれを見ますと、どう書かれているかという、着陸時場周経路というふうにされています。それからこの防衛省の、じゃなくてその要約版を見ても同じ記載、当然ですけども、着陸時場周経路ということになっていて、離着陸訓練などの際にもこの経路が使われるというふうになっていますが、これあくまでそこに限定されたことであって、離着陸訓練もしくは着陸時を除く飛行の場合に東大和市上空を飛ばないというふ

うにはこれでは言えないのではないかと思うんですね。その点はどのように確認されているのか伺います。

○副市長（小島昇公君） 先ほど御答弁させていただいた内容と重複いたしますけれども、私どもは横田の関係市に入っておりませんので、直接のお答えをいただいております。その中で飛行場における既存の飛行経路ですよというのをもとに判断しますと、東大和市の上空は該当しないという考えでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） このアメリカの環境レビュー、C-V-22の横田飛行場配備に関する環境レビューでは、横田ラブコン、横田空域のことも出てくるんですね。それでこれに関連しますけれども、私、議会で繰り返し取り上げている立川飛行場のヘリコプター騒音の問題あります。これが立川飛行場のヘリコプターが最高で610メートル以上には上がれないと、上がってはならない。このために市民の暮らしに大きな影響を与える騒音を発生すると。実際には610メートルどころかもっと低いところを飛んでるのが大きな要因ですけれども、これは横田空域が上にあって、その上は横田基地の管制区域で日本の航空機は自由に飛ぶことができない。そこは米軍のアメリカによって管制が支配されてると、アメリカの自由にそこを飛ぶことができる空域になってるということが大きな要因にもなっているわけです。

この点についての認識はいかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 申しわけございませんけど、同様の資料を手元に持ってございませんし、それについてのコメントは今控えさせていただきます。

○委員（尾崎利一君） きょう環境部が来ていませんのであれですけども、立川飛行場の航空機騒音については繰り返し議会で取り上げていて、市としてもこの横田空域、610メートル以上上上がれないということについては、少なくとも環境部では認識をしているところだと思います。

それから、今までも御答弁聞いていると、市がホームページでとった資料によると、東大和市の上空は飛ばないだろうと思っているということなんですが、ことは市民の暮らしにかかわる問題なので、市としてもこれ単にホームページで確認するだけではなくて、やはり積極的に情報収集をして、市民の暮らしに本当に影響がないのかどうかという点は確認していただく必要があるのではないかというふうに思います。

これは衆議院で日本共産党の大平議員が取り上げてるんですけども、空中給油訓練は陸地から遠く離れた海上で行っているというふうに米軍も防衛省も言ってるんですけども、例えば実際には北広島町が提供した写真によると、広島県の県北で空中給油を行っている、それからほかにも瀬戸内海で行っているということで、約束違反の飛行や訓練が平気で行われてるという事実も国会で指摘をされているところです。

そういう点からいっても、市として市民の暮らしを守る立場から積極的な情報収集を行う必要があるのではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○副市長（小島昇公君） 横田基地周辺の市町村による協議会のほう、5市1町ですね、こちらには一定の情報があるというふうに理解してございますので、そちらにですね、情報を速やかに知らせしてほしいというお願いはしてございます。

以上でございます。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに御質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（尾崎利一君） 今質疑何点かさせていただきましたけれども、市が東大和市上空を飛ばないと考えているという答弁の根拠になっているのは、今配られた、資料として正副委員長から配られたこの説明資料の11ページの図だけということだと思います。

この点からいえば、東大和市上空に広がる広大な、東大和市上空というか関東全体っていいですかね、かなり日本の首都を中心とした広大な横田ラブコンというアメリカに支配された空域もあるわけで、東大和市上空を飛ばないと考えてるという市の根拠は極めて軽薄だということは明らかになったし、それから先ほど紹介した広島や瀬戸内海の事例を見ても、実際に約束違反の訓練などが行われてるということも明らかですから、私としてはこれはここで掲げられている空中給油や夜間飛行、低空飛行訓練等について東大和市上空で行わないこと、それから情報の事前提供等については当然求めるべきものではないかというふうに考えます。

○委員（床鍋義博君） 資料を見ますと、今空域の話が出ましたけれども、東大和市の上空を米軍機が今飛ぶ可能性っていうのは非常に低いなというふうには認識をしています。

ただ、墜落をするっていうことになると、要はコントロールできないわけですから、そうなったときにその空域が守られるという保障は確かにはないというふうには思います。

そういった場合に関しまして、今質疑の中で横田基地の関連市の協議会には東大和市は入ってないということでなかなか情報来にくいということだったので、そういう点においてはやはり住民の不安というものもありますし、また安全を確保するためにも情報はやはり東大和市としても得ていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） それとちょっと補足ですけれども、配られた資料で横田飛行場における既存の飛行経路っていうふうにかこう書かれていますが、武蔵村山市がもう数年前に行ったヘリコプターの高度、それからルート調査、この結果、横田飛行場のヘリコプターが東大和市上空を飛んでいるということは既に明らかになっています。

ですから、ここで書かれている離着陸にかかわる場周経路だけを米軍の航空機が飛んでいるということではないということは、この調査でも明らかになっていますので、一層やはり市としても、議会としても、市民の暮らしを守る立場からの措置は必要だというふうに思います。

○委員（中間建二君） この陳情の趣旨、要旨を拝見いたしまして、私が考えるには、横田基地そのものへのオスプレイの配備がなされないほうが地域の安全・安心にとっては望ましいとは思いますが、一方で今、北朝鮮が4発弾道ミサイルを飛ばしてくるようなことが現実的に繰り返されてるような今の状況の中で、いわゆる防衛力を、日本の防衛をどうしていくのかということについては、まさに日本政府の取り組み、危機管理を、そこをやはり私は見守っていくしかないのかなというふうに受けとめております。

今回の陳情では、東大和市上空での空中給油、夜間飛行等へのご事情について、東大和市議会として要請をしていくべきではないかという陳情ですけれども、先ほど副市長からも御答弁がありましたように、横田基地に関係する5市1町で情報収集をしながら、まさに横田基地の関係する自治体がさまざまな努力、取り組みを行っているわけですので、その取り組みを見守っていくということが、またその動きに対して東大和市として協力していくということが望ましいやり方ではないかと思っておりますので、東大和市独自、また市議会独自でのこ

の陳情趣旨に対応するような行動を行うことは、私は現状ではとり得るべきではないというふうと考えております。

以上です。

○委員（大后治雄君） 陳情者の御懸念はもっともだろうというふうには思いますし、よくわかることです。

ただ、先ほど床鍋委員もおっしゃったように、CV-22だけじゃなくて、ほかのいろんな飛行機が横田基地、飛んでいるわけで、全ての飛行体というか、飛行する物体に関して墜落するときはノーコントロールであるというようなことでありますので、そもそも横田基地がここにあること自体が懸念だろうというふうな気持ちはあります。

ただ、そうはいつでも、いろいろ横田基地、現実にもそこにありますので、そこに何らかのやっばり対処はしていかなければいけないというところはありますので、東大和市が独立独歩でね、1つの市だけで何か行動するといっても、基本的には余り影響はないというようなところはあろうかと思えます。5市1町という完全にそこにね、横田基地のほうに隣接した5市1町というところで連絡会をつくってますので、そちらとぜひ共同歩調をとっていただいて、しっかりとした対応をしていていただきたいと。それで皆さんの御懸念を払拭できるようなね、方策もできればいろいろと考えていていただきたいというふうに要望させていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ございますか。

御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（尾崎利一君） 本陳情に賛成の立場で討論を行います。

自由討議や質疑で明らかになったとおり、市側の東大和市上空は飛ばないと考えられるというかつての答弁については、根拠とされているのは着陸時場周経路の図面だけということで、根拠が極めて薄弱であるということは明らかになりましたし、先ほど述べたとおり、武蔵村山市のヘリコプターの飛行ルート、高度の調査でも横田基地のヘリコプターが大体この市役所以北の東大和市上空を飛んでいるということも明らかになっています。

さらに、先ほど紹介したように、米軍がこれまでさまざま交わした約束違反のかなり野蛮というか、横暴な訓練を各地で繰り返しているということも事実です。

そうしたことを考え合わせてみれば、空中給油や夜間飛行、低空飛行訓練、こういうものを東大和市上空で行えないように要請するということは、市民の暮らし、命を守る立場から当然のことだと思いますし、情報の事前提供を求めるといっても当然のことだというふうに思います。

周辺の5市1町がどういう態度をとっているかにかかわらず、やはり東大和市は単独の自治体として、またこの議会についても単独の判断として市民の暮らしを守るために何が必要なのかということは当然判断すべきだというふうに考えます。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに討論ございますか。

討論を終了し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決をいたします。

この採決は起立により行います。

29第1号陳情 2017年後半以降、米軍横田基地に配備される予定のCV22オスプレイについて、東大和市上空で空中給油、夜間飛行、低空飛行訓練が行われることのないよう、政府及び米軍当局に要請することを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（蜂須賀千雅君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する事、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から平成28年12月から平成29年2月までの災害対応等について、お手元の資料のとおり報告がありましたので、御確認を願います。

この資料につきまして、御質疑等ございましたら御発言願います。

○委員（尾崎利一君） この間、特殊詐欺ですかね、電話がかなりかかっているということで、あれは安心安全メールですかね、などでもかなり来ていますが、そこら辺の状況についてちょっと伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 特殊詐欺の状況ということでございますが、資料でいいますと2ページの後半のほうに、刑法犯罪発生種別の昨年同期の比較という表がございます、そのうち、真ん中のあたり、7番目に特殊詐欺の状況がございます。

昨年と比較しますと12件ということで、2件の減ということになっておりまして、警察署によりまして、一番この中の犯罪の中で特殊詐欺に一番力を入れて進めているということでお話がありまして、昨年に比べて東大和市、武蔵村山市両方の管内で10件ほどの減少になったということで、引き続きこれについては金融機関との協力とか、そういったことも進めながら削減を進めていきたいというふうに話があったところでございます。

以上でございます。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに。

○委員（中間建二君） 火災の発生状況なんですけれども、件数が多いなと思ったんですが、よく見ますと誤報がほとんどなんです。このあたり、この誤報が多いっていうのは決して望ましい状況じゃないと思うんですけども、これが何というか、どういう、誤報の原因っていうとなかなかお答えしづらいとは思いますが、現状についてどういうふうに認識をしているのかということと、あとちょっと大きな火災がこここのところ続いたということがございまして、この火災のあったところについての原因なり、また対策等がありましたらお尋ねしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 2点ほど御質疑をいただきました。

1点目の誤報の現状ということですが、今回見ていただいている資料の中で10件中7件が誤報ということになってございます。原因といたしましては、1つが漏水により自動火災報知機が誤鳴動したものが1件でございます。それから自動火災報知機の誤作動によるものというのがこれが2件ございます。それから福祉施設におきまして、入所者が自動火災報知機のボタンを誤って押したものであるというのが3件でございます。もう1つが戸建ての住宅で電気のブレーカーを上げたら、故障により焦げた臭気があったため通報したものであるというのが1件ということで、合計7件ということでございます。

いずれも全て1件ずつの事案でございますが、これが複数続きましたら、またこれは消防署のほうを通じて指導等があると思いますが、現状ではいたし方ないというふうに考えてるところでございます。

もう一点目の大きな火災の話がございました。これでいいますと、資料でいいますと、1番目の12月21日の件でございますが、1階建ての住宅1棟50平米が全焼したものでございますが、そのうち居住者の方、2名の方がお亡くなりになっているものでございます。

原因といたしましては、消防署の報告によりますと、出火元の住民が暖房器具の消火をしないまま給油をし、こぼれた灯油に着火したことによるもようという報告を受けてございます。

あと（4）番の12月27日の事案でございますが、こちらは3階建ての店舗住宅で、このうち2階3階の居室26平米が焼損したというものでございまして、こちらは死傷者はございませんでした。原因につきましては調査中ということになってございます。

もう一件、この中で2ページ目の（8）のところにはぼやというのがございますが、こちらについては2階建ての集合住宅で、煙が出ていたということで、けが人もなく、原因は調査中とのことでございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 2ページ目の刑法犯罪のところなんですけど、暴行傷害というところなんですけど、これってどういったものか。その他の部分ですね、暴行傷害の部分、どういったものが多いのかということと、あとちょっと今先ほどもあったんですけど、誤報というような部分でちょっと、全焼だったり、部分だったりっていうのは何番、何番というようなことでおっしゃっていただいたんですけど、例えば法人施設、先ほど福祉施設と言われていたんですけど、どういった、どこがそれととかっていう、何番がっていうのも教えていただきたいなって。

あと先ほど一般家庭のところ、漏水でというようなのもあったと思うんですけど、入居者が押ししてしまったっていうのはちょっと聞き取れたんですけど、それ以外の部分でどういったものがあったのか、ちょっと聞き取れなかったんでもう一度お願いします。

○総務部参事（東 栄一君） 今3点ほどですかね、御質疑をいただきましたが、一番目の2ページの犯罪件数の件で、一番下の13番のその他暴行傷害のところの詳細の話についてでございますけれども、こちらの資料につきましては、警察署のほうから資料提供いただいたものでございますけれども、詳しい内容については報告を受けておりませんので、内容については把握してございません。申しわけございません。それが1点です。

もう1つが、災害対応の関係で、上から順番に申し上げます、福祉ですね、そうですね、じゃまず（2）ですね、誤報の関係で（2）のところについては、これは集合住宅です。そのときに漏水があって自動火災報知機が誤作動して鳴動したという話がありました。

（3）は、これは福祉施設で、こちらについてはその福祉施設の入所者が自動火災報知機のボタンを押して

鳴動したというものでございます。

それから（５）は、これは火災ですね、ごめんなさい、これは戸別の住宅でブレーカーの故障があり、焦げた臭気を間違えて通報したものでございます。

（６）が、これも桜が丘２丁目にある福祉施設でございまして、こちらは自動火災報知機の誤作動によるものでございます。

（７）の中央２丁目につきましても、同じく福祉施設で原因も自動火災報知機の誤作動によるものでございます。

２ページ目の８を飛ばして９番目のものにつきましても、これも福祉施設で、こちらについては入所者が自動火災報知機のボタンを誤って押したものでございます。

最後の１０番目のものにつきましても、これも福祉施設で、原因としてはその福祉施設の入所者が自動火災報知機のボタンを誤って押したものでございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 入居者がというところに関してはしようがないというふうなものは考えられるんですが、やっぱりそういった福祉施設ですから、押す可能性は間違いなくあるということですので、それに対する対応とかってというのは、先ほど二度三度あったらというようなこと言われてましたけど、基本的に福祉施設の場合は二度三度あったらというよりも本来あっちゃいけない話でもありますし、入居者は押す可能性があるというのは初めから認識しているものというふうに考えますので、どう対応するかというのは、多分こういったことあったんでされてるとは思いますけれど、その部分はしっかりとこちらからも言っておかないといけないのかなって思うものと、あと誤作動ですね、以前も同じ福祉施設で誤作動が何度かあったというところなんですが、その誤作動したメーカーとか、そういったものとかも全部把握してるのかどうかというところで、もしかしたらそのメーカーの問題なのか、それともそこにいる従業員とかの方の何かの問題なのか、ちょっとやっぱり一度だったからというよりも、こうやってせっかく情報として入ってきているものであれば分析して何が問題なのかというのはしていかないと、正直この出勤状況を見れば、やっぱり出勤したら出勤しただけ、それなりにお金もかかってくるということも考えますと、なるべくこういった誤作動をなくしていくための方法っていうのは考えなきゃいけないんじゃないかなっていうふうに思ってますが、何かありましたら、なければ構いませんけれども。

○総務部参事（東 栄一君） 福祉施設に対する指導ですとか、誤作動を起こした機器に対する対応とかですね、その辺につきましては消防署のほうに適切な対応ができるように話をしていきたいと思います。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） ３ページ目のところでですね、犯罪状況出てます。ただ、28年12月31日までっていうことなんで、これにちょっと入らないんですけども、ことしの２月だったかな、子供が学校から帰ってきたときに、学校で先生に言われたのが、近所でコンビニで強盗があったので気をつけて帰るようになって言われたことがあって、そのときに安心安全メールを見たときに、それは入ってなかったんですね。

安心安全メールっていうのはどういった基準で入ってくるのかな。よく特殊詐欺とか、市役所にこんな電話かかってきますっていうような、市役所を語る電話がありますよといったことには結構入ってくるんですけども、強盗の類いとか、ある意味、何か傷害とかでもそうなんですけども、いわゆる捕まってない犯人っていうんですかね、それが市内をうろついているときのほうが緊急性高いので、どちらかという、そちらのほうを

優先的に流してもらいたいなっていうふう思うんですけども、そのあたりの、何ていうかね、基準とか、警察からの情報提供とかっていう状況を教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 安全安心メールを流す場合の情報のあり方なんですけども、基本的に警察のほうから情報提供がされることはございません。ほとんど不審者の情報なんかはですね、実際に不審者っていう情報を提供した児童・生徒が学校や保護者の方にお話をして、その方から、基本的には学校のほうに話がたって、その学校から指導室経由で私どものほうに情報が入り、それに基づいて安心安全メールのほうを送信してるとい、そういう状況でございます。

以上でございます。

○総務部長（広沢光政君） 今参事のほうから御説明申し上げましたように、結論としましては、私どもも情報を流す上で、情報の出どころという言い方はあれですけども、しっかりとしたものに基づいたものでないとなかなかやっぱり流せないという部分もございますので、そういった点から、今参事がお答えしたような1つの基準に基づいて情報のほうを提供しているというところでございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 基本的に警察から情報が余り提供されないっていうのはちょっと、東大和市民の安全を考えるとですね、いけないことなのかなと思いますので、ぜひですね、今後はやっぱりこういったことってなくなるといふんですよ。そういう強盗とか、ひったくりとか、そういった傷害とかっていうようなことがある意味捕まってない。どの段階で情報を出すのかっていうのは、警察のほうの胸先三寸ところなのかもしれないですけども、やっぱり少しでも多くの情報があつて、未然に二次的な被害を防ぐという点では必要な情報だつていうことをですね、東大和市は警察のほうに要望してほしいなというふう思ってます。これは要望なので答弁は結構です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかにございますか。

よろしいですかね。

平成28年12月から平成29年2月までの災害対応等についての報告につきましては、ここで終わらせていただきます。終了いたします。

本所管事務調査につきましては、本委員会が所管する部分について、総務部と密に連絡をとり、その報告を受ける必要性から、平成27年6月に調査事項を立ち上げ、これまで実施をまいりました。本委員会での委員の任期は本年5月25日をもって満了となりますが、本所管事務調査につきましては、委員の任期満了日までは継続する必要があると思われま。

そこでお諮りをいたします。

本所管事務調査につきましては、当委員会の委員の任期満了日をもって終了することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ここで説明員退席のため、暫時休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、所管事務調査、戦後70年における東大和市の平和事業の実施状況と今後の充実について、本件を議題に供します。

本件につきましては、正副委員長において作成をいたしました調査報告書（案）を事前に御配付させていただいております。

それでは、報告書（案）について御意見等もしございましたら御発言をいただければというふうに思います。

○委員（尾崎利一君） この報告書そのものについてはまとめていただいてありがとうございます。特に意見はないんですけども、やはり長崎を視察をして、やはり平和事業の分厚さというか、学ばなくちゃいけないというのは大変感じたところです。

この報告書の案の中で、ながさき平和の日っていうことも触れられていますけれども、やはりそういう分厚い施策を続けてきた延長でやっぱりこういう平和の日をつかって、さらに平和施策を充実させるということなんだなというのを感じたところです。

ひがしやまと平和の日の条例制定っていう御意見もありましたけれども、やはり事前にそういう平和施策の積み重ねをもっともってね、する必要があるんだなというふうに感じています。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに御意見等ございますか。

それではお諮りをいたします。

ただいまいただきました御意見等を踏まえ、調査報告書の案の文言等の修正につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りをいたします。

所管事務調査、戦後70年における東大和市の平和事業の実施状況と今後の充実について、本件の調査報告書を報告書（案）のとおり決定し、定例会最終日に報告したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りをいたします。

本所管事務調査につきましては、本日の調査をもって終了したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（蜂須賀千雅君） これをもって、平成29年第1回東大和市議会総務委員会を散会をいたします。

午前10時56分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 蜂 須 賀 千 雅